

アフガニスタンにおける安全な社会構築と和解にむけて
—近代史研究の視点から—

上智大学大学院 グローバル・スタディーズ研究科
地域研究専攻博士後期課程
C0667002 登利谷 正人

【要旨】

本論文では数十年にわたる戦乱状態とその影響による混乱が未だに続く、アフガニスタンにおいて、安全な社会構築と戦乱の收拾のための和解をどのような形で行っていくべきであるかという点について、筆者が研究しているアフガニスタン近現代史研究の成果を基に論じる。アフガニスタンにおける伝統的社会構造の仕組みとは、各村落社会が自立した形で存在し、その中で「ジルガ」と呼ばれる寄合が様々な決定を行うことによって機能してきた。「ジルガ」には住民たちが全て対等な立場で参加し、各地域社会内部の諸問題に関する裁判を行うなど司法としての役割も担い、その裁定に従って懲罰を下すこともでき、さらに、それを通じた武力動員も可能であった。また、各地域社会間の仲介役としてムッラーと呼ばれる存在がおり、彼らのネットワークを通じて相互の情報や外部の情報を入手し、各々の地域社会を一定の社会規範の枠内に留めた。しかし、19世紀末以降の中央政府による近代化のための中央集権化政策による司法制度の統一と民法の制定によって、それまで伝統的社会が担ってきた自律的な地域社会は機能不全に陥った。また、中央政府が「ロヤ・ジルガ」を設置することによって伝統的な社会システムを中央政府に導入しようとする試みも、結局は政府の政策の正当化とその実行を促すための手段としてのみ機能し、安全な社会構築と和解の方策は今現在も失われたままである。筆者は、アフガニスタン近代史研究の観点から、アフガニスタンにおける安全な社会構築と各地域社会間の和解のためには、一定程度の自律的な地域社会の存在を前提として自治権を各地域に委ねた上で、社会的規範としての部族慣習法を可能な限りイスラーム法解釈において受容可能なものとし、地域ごとの実情に合った法を運用できるようにすることが必要であると考えられる。

1. はじめに

世界には長期間に渡る戦乱による混乱が続き、その終息点が未だに見えない国々が存在する。アフガニスタンはまさにその典型とも言える国であり、筆者はこの国がなぜそのような状態から抜け出すことができないのかについて考察してきた。アフガニスタンに対しては、特に 2001 年 9 月 11 日のアメリカ同時多発テロ事件とその結果としての軍事進攻によるターリバーン政権崩壊以降、日本を含めた国際社会が様々な形で復興支援のための資金提供や統治機構の整備などを実施してきた。これまでにアフガニスタンの復興支援に投じられた資金は莫大であり、2002 年 1 月に東京で開催されたアフガニスタン復興支援会議を皮切りに政治・経済・人道支援など多岐にわたる分野についての国際的な会議が各地で開催され、アフガニスタン復興のための議論が行われてきた。しかし、アフガニスタンは未だに極めて不安定な状況に置かれており、その安定化の兆しは見えてこない。

現在、アフガニスタンにとっての最優先課題は、危害を受けたりする恐れがなく平穏無事な社会、つまり安全な社会の確立であることは疑いない。その安全な社会構築に向けた方策として、現在の中央政府と旧ターリバーン政権などの反政府勢力との和解の必要性が最近では強く主張されるようになってきている。しかし、1970 年代の米ソ冷戦期における共産政権の誕生とその後のソ連侵攻による米ソの代理戦争の結果としての 1988 年 2 月のジュネーブ合意、90 年代における共産主義政権の崩壊後の 1992 年 4 月のムジャーヒディーン¹政権成立、さらには 2001 年 12 月のターリバーン政権崩壊後とそれに伴うボン合意に基づく暫定政権の樹立に見られるように、アフガニスタンは歴史の転換点において様々な和解プロセスを経験し、結果として失敗することを繰り返してきた²。このような失敗の根本的原因は、各時代の国際情勢のみに基づいて単に直近の問題のみが議論され、長期的視野に基づく同国の安全な社会構築に向けた各地域間の和解の構想を描けなかったことにあると考えられる。なぜならば、長期的視点からの安全な社会に向けた和解案策定のためには、アフガニスタンの社会構造や歴史的経緯などについての学術的知見が不可欠であるが、これまでのアフガニスタン地域研究や近現代史研究の分野においてはそのような視点をほとんど提示してこなかった。

そこで本論文では、まずアフガニスタンにおける伝統的社会の統治構造について明らかにし、続いて中央集権化の過程での社会構造の変遷について述べる。そして、それらの歴

¹ムジャーヒディーンとは元々アラビア語で「聖戦士」を意味する言葉であるが、アフガニスタンにおいてはソ連やその庇護下にあった共産主義政権との戦いに参加した者たちのことを指す。対ソ連戦争期のアフガニスタンでは、ムジャーヒディーンたちが全国各地で主に各地域で有力な民族集団毎の部隊が次々と結成され、そのような軍事諸勢力に対してアメリカを中心とした西側諸国が多大な支援を行った。その結果として、有力なムジャーヒディーン勢力は軍事力を背景とした強力な権限を有するようになり、軍閥と呼ばれることとなった。詳細については以下を参照。[山根 2005]

²ソ連侵攻以降のアフガニスタンの政治情勢については、[前田・山根 2002] を参照。

史的分析手法に基づいた社会構造の分析を通じた、安全な社会構築に向けた真の意味での和解について論じることとする。

2. アフガニスタンにおける伝統的社会における安全確保の仕組みと和解プロセス

アフガニスタンは多民族国家であることに加え、その地理的条件から多様な社会が存在する。ここでは、一例としてアフガニスタンの主要民族であるパシュトゥーンの伝統的社会を事例として取り上げることとする。パシュトゥーンは様々な部族集団から構成される民族である。社会規範として、不文律の部族慣習法とも呼べる「パシュトゥーンワーライ」を有することでも知られる。この部族慣習法は、基本的には名誉を重んじることや客人接待の心得などといった基本的道德精神についての規範である。その一方で、現実の問題の対処などにあたるのは、各村落などに設けられる「ジルガ」と呼ばれる寄合である。「ジルガ」は長老を長として開催され、男性に限定されるものの、全住民が対等な立場で議論を行うことができる場である。村落内部の問題については、各村落の「ジルガ」において議論の結果を踏まえた長老の判断によって解決方法が提示されるが、異なる村落との間に生じた問題などの解決にあたっては、ムッラーと呼ばれるイスラームの聖者が中立な立場で仲裁役を担うのが一般的であった。また、問題解決の手段として武力を伴う必要があると判断される場合には、住民たちを緊急に「ラシュカル」と呼ばれる部隊として動員することも可能であった。そのような「ジルガ」に基づく社会を支える施設として、「フジュラ」と呼ばれる公共施設も設置された。これは、「ジルガ」を含めた様々な会合を行ったり、住民や客人の宿泊施設として使用されたり、あるいは催し物を開催する場として機能するなど、現在の公民館のような役割を果たす施設である。

以上のように、伝統的社会においては各村落集団での自治を前提とした条件が整えられ、さらに「ジルガ」が司法としての役割と懲罰を下すための武力まで行使する権限を与えられていた。このような社会構造下においては、各村落が極めて独立的な自治集団を形成し、他の村落組織との関わりを有することを嫌うとの推測を行うことは容易である。しかし、実際にはアフガニスタンにおける伝統的な村落社会は相互に仲裁役を担っていたムッラーを通じて有機的な関係を有していた。それは、ムッラーたちが各地域の情報を交換するとともに、外国の状況や世界情勢にまで至る最新情報をも共有することができる広範なネットワークを有していたため、住民たちは様々な情報を村落内部にいながらにして入手することが可能であった³。さらに、ムッラーたちはネットワークを通じて得た情報を用いて、本来ならば各々で独立した自治組織を有する社会が乱立することに起因する、各社会間での社会規範の差異の発生を防いだ。つまり、伝統的社会においては、村落社会毎に自治的組織が存在し、それを通じて安全が確保されたが、それらの村落社会の社会規範は一定の枠内に保たれた。このことは、アフガニスタン内部の異なる社会間で様々な問題が生じた

³このようなムッラーのネットワークとその役割については [Haroon 2007] 参照。

際の和解を容易にしたと考えられる。

3. 近代化政策と中央集権化の過程における社会規範の変化

前述のように、アフガニスタンにおける伝統的社会構造は、換言すれば独立的とも言える地域社会と部族社会との混合であった。このことは、アフガニスタンが地域分権的な緩やかな統合原理体として機能していたことを意味する。そのような社会構造の下では、治安維持を含めた安全の確保が各地域社会に委ねられており、また、ムッラーとそのネットワークを通じて各地域社会間の和解が容易なシステムが存在していた。

このような安全と和解のシステムが変化を被ることになるのは、首都カーブルの中央政府による近代化のための中央集権化政策であった。アフガニスタンにおいては、19世紀末のアブドゥル・ラフマーン・ハーン（在位：1881-1901年）の治世に、中央集権化政策が本格的に開始された。これは、中央集権的な国家体制を前提とした西欧を模範とする近代国家設立のためには、それと対照的とも言える独立的な地域社会の緩やかな連合体としてのアフガニスタンの変革が必要との認識に基づいていたためであったことは疑いない。アブドゥル・ラフマーンは、それまでアフガニスタン各地に存在した無数の独立勢力を軍事力により平定して現在のアフガニスタンの国土をほぼ統一的な形で支配する権限を得た。さらに、全土統治のために、イスラームに基づく国家体制作りを開始した。アフガニスタンでは住民のほとんど全てがイスラームを奉じており、それまでのアフガニスタンにおけるイスラームも基本的な社会規範として存在し多大な影響力を有してはいたものの、現実の社会生活においては、既述のように、伝統的社会システムに基づいて生活することが一般的であった。

アブドゥル・ラフマーンはまず、司法権を中央政府の下で統一することを図った⁴。そのために、中央によって任命される裁判官の規則を制定し、自らの手で各々の規則に署名を行った。この司法権の中央政府への移管によって、各村落社会が以前のように裁判を行う権限を失い、さらにそれに伴う裁きの実行も不可能となった。さらにアブドゥル・ラフマーンは、すでにオスマン朝で実施されていたイスラーム法の法典化に倣って、アフガニスタンにおいても民法に関するイスラーム法の成文化に着手する命を下した。近代以前におけるイスラーム法は、成文化されることなく、その律法について学んだ学者たちによって様々な解釈が許容される法であった。従って、一定の枠内での様々な状況に応じた多様な法判断が可能であり、それはアフガニスタンの自律的な伝統的社会における統治システムの下では有効に機能していた。従って、法判断の側面においても、伝統的社会は独自の判断を行うことが不可能となり、さらに、それまでの部族慣習法に基づく価値観も中央政府による民法の制定によって変更を迫られることとなった。

以上をまとめると、19世紀末から20世紀初頭にかけての中央集権化政策の一環としての

⁴この点については以下を参照。[Amin Tarzi 2003]

司法制度改革（裁判制度の一元化と民事関連のイスラーム法の成文化）により、アフガニスタン全土で共通かつ公平な制度構築に向けた試みが進展することになった。しかし、それに伴って、それまで伝統的社会の中で機能していたシステムが機能不全に陥り、それによって維持されていた安全と和解の在り方が変化を被ることになった。

4. 「ロヤ・ジルガ」による統治システムの構築

前述のように、アフガニスタンにおいては、20世紀初頭までに中央集権的な近代国家建設の前提が整えられたが、その結果として同国における社会の安全と和解の在り方が変化を被ることになった。では、安全な社会構築と各地域社会の和解のための方策としてその後どのような方法が中央政府によって選択されたのかを以下で確認していくことにする。

1920年代に入ると、アマーヌッラー・ハーン（在位1919年～1929年）の下で、西欧化政策とも言える急激な近代化が推し進められた。洋服着用の推奨、西欧的な建築物の建設などはその典型例であるが、その一方で、伝統的社会システムを近代国家に組み込むことによって国家統合を推進し、それによって社会的安定を促そうとする試みもなされた。それが、「ロヤ・ジルガ」の設置である。「ロヤ」はパシュトー語で「大きな、高貴な」などを意味する形容詞であるため、「大ジルガ」という意味となる。文字通り、伝統的社会システムの中で様々な決定を行う場であった「ジルガ」を国家レベルで実施しようとした試みが「ロヤ・ジルガ」の設置であった。

「ロヤ・ジルガ」は現在のアフガニスタン憲法においても「アフガニスタン国民の意思を最大限に体现するものである⁵」と規定されており、国家統合の象徴ともなっている。これは、国家の重要案件の決定を行う際に招集され、実際にアマーヌッラーの治世の1923年にもアフガニスタン初の憲法の制定時や翌年の大規模内乱勃発の際などに招集されている⁶。しかし、「ジルガ」は成人男性住民全員が対等な立場で参加できたのに対し、「ロヤ・ジルガ」は中央政府によって招集されたメンバーたちのみが参加を許されたため、結局は国王の提案を承認するための機関であったことは明らかであった。ただ、元来の「ジルガ」が極めて民主的手段による統治システムであったために、現在に至るまで、その名を冠した「ロヤ・ジルガ」も国家による民主的合意形成のための制度と見なされる傾向がある。実際に2002年6月には、ターリバーン政権後に発足した暫定行政機構から正式政権発足までの移行政権成立のための承認を行うため、緊急ロヤ・ジルガが開催され、さらに翌年の2003年12月と2004年1月には憲法制定と新憲法承認のためのロヤ・ジルガが開催されている。以上のことは、現在ではアフガニスタン国内のみならず、アメリカなど国際社会においても、上述の如く現行憲法に記述されているように、「アフガニスタン国民の意思を最大限に体现するもの」として、安定的な社会構築を担保する民主的制度と認識されていることを

⁵アフガニスタン憲法第110条。[登利谷 2005: 254]

⁶「ロヤ・ジルガ」の歴史的変遷については[鈴木 2005]を参照。

意味している。

いずれにしても、アマーヌッラーはその治世においてアフガニスタン全土で普遍的に通用する様々な規定を制定し、「ロヤ・ジルガ」を通じて承認させた。この手続きを経ることによって、国民の合意を得た上での改革であると主張することが可能となったが、実際にはアフガニスタン社会には適合しない様々な制度が導入される結果となった。最終的にアマーヌッラーは、極端な西欧化政策に伴って発生した地方の反乱によって国を追われる結果となったが、その後のアフガニスタンにおいても「ロヤ・ジルガ」は、歴代の統治者たちの政策実行のための重要な承認機関として現在に至るまで維持され続けることとなった。

結局、「ロヤ・ジルガ」は伝統的社会構造において「ジルガ」が担った役割を果たすためではなく、統治者による政策を正当化する手段として、またその政策実行を容易にするための中央政府による統治機関として機能することとなった。このことから、「ロヤ・ジルガ」がアフガニスタンにおける安全な社会を構築し、各地域社会の和解を促すための機関として機能し得なかったことは明白である。

5. おわりに： 安全な社会構築と真の和解のための提言

ここまで、アフガニスタンにおける伝統的社会の下での安全維持と各地域社会間の和解の在り方について述べ、そのような伝統的な社会構造が近代化のための中央集権化政策によって変化を被る結果となった点、及び、「ロヤ・ジルガ」がそれに代わる機関として十分に機能してこなかった点に述べてきた。それでは、アフガニスタンにおける安全な社会構築と、そのための各地域社会間の和解の方策としてどのような手段が考えられるのか、という点についてこれまでの議論を基に考察していきたい。

実は近年、アフガニスタン政府によって伝統的社会構造の復活を企図する政策が予備的に実行されたことがあった。しかし、長期間に及ぶ内戦や諸外国による干渉、さらにはイスラームの規範の定着などによって、かつての伝統的社会構造の中で各地域社会を取りまとめていた長老などの権威は失墜していたことにより、逆に人々の反発を呼ぶ結果となった。従って、単純に以前の伝統的社会構造へ回帰するという方策はより一層の混乱を生じさせる原因ともなりかねない。

そこで、筆者は各地域社会の和解のためには、一定程度の自律的な地域社会の存在を前提として、自治権を各地域に委ねる必要があると考える。さらに、社会的規範としての部族慣習法を可能な限りイスラーム法解釈において受容可能なものとし、地域ごとの実情に合った法を運用できるようにまず議論を行うことも必要である。伝統的社会とイスラーム的規範の調和を通じて形成される緩やかな社会構築に向けて、政府も国際社会も支援を行っていくことが必要不可欠であると考えられる。これは、政府が中央集権的な統治体制を志向するのではなく、国内の各地域社会間の調整役、あるいは仲介役としての役割を果たすという意識が不可欠であるということをも同時に意味する。

ただ、現在のアフガニスタン政府には、同国が海外からの多額の援助や軍事力を必要としていることに見られるように、外国の影響力が強く反映されている。このことにより、高い給料を目的に公務を行い任期終了後はアフガニスタンから去るといったような、外国育ちで外国語に堪能なアフガニスタン人エリートたちも多く存在する。他にも多種多様な困難が存在するが、各地域社会が自立し、各々に適合した公正な社会規範の整備と導入が実施されることにより、各地域社会間の和解を促し、それがアフガニスタンの人々にとっての安全な社会を保障することになると考える。

参考文献

鈴木均 2005 「アフガニスタンの憲法史とロヤ・ジルガ」 鈴木均（編）『ハンドブック 現代アフガニスタン』 明石書店 214-223 頁。

登利谷正人 2005 「アフガニスタン新憲法翻訳」 鈴木均（編）『ハンドブック 現代アフガニスタン』 明石書店 224-270 頁。

前田耕作・山根聡 2002 『アフガニスタン史』 河出書房新社。

_____ 2005 「ソ連軍侵攻からムジャーヒディーン政権樹立まで」 鈴木均（編）『ハンドブック 現代アフガニスタン』 明石書店 20-53 頁。

Haroon, Sana 2007. *Frontier of Faith: Islam in the Indo-Afghan Borderland*, London: Hurst.

Tarzi, Amin 2003. *The Judicial State: Evolution and Centralization of the Courts in Afghanistan, 1883-1896*, New York University(PhD Dissertation).